

第54号議案

蒲郡市分担金等に係る督促及び延滞金に関する条例の一部改正について

蒲郡市分担金等に係る督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年6月12日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市分担金等に係る督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市分担金等に係る督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市分担金等に係る督促及び延滞金に関する条例（昭和39年蒲郡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。